

原管発官 R3 第 171 号

令和 3 年 11 月 12 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に係る
重複する案件について

当社は、平成 26 年 12 月 15 日に柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置に係る発電用原子炉設置変更許可を申請いたしました。（以下「後申請」という。）

これに伴い、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連性はないと考えておりますので、既申請の案件と後申請の案件に対し、審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、残りの申請に対し補正を行う予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(6号及び7号原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成26年12月15日(原管発官26第242号)
3. 変更の理由：
特定重大事故等対処施設を設置する。
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書
(6号及び7号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和3年11月12日(原管発官R3第148号)
3. 変更の理由：
6号及び7号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。

以上